

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 TUBE Sq（以下「当施設」といいます。）が宿泊客（時間利用の場合を含む）との間で締結する宿泊契約（時間利用の場合を含む）及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、

2. 当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 利用プラン、利用料金、宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条（宿泊客の解除権）及び第16条（宿泊客の責任）の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当施設は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるもの(厚生労働省が公開する同条に関する事例を含む)を繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 当施設に適用される旅館業法施行条例その他の法令等の規定する場合に該当するとき。
- (11) 18歳未満の者その他法定代理人の同意が必要な者のみでの宿泊が予定されているとき。
- (12) 12歳以下の者のみでの宿泊が予定されているとき。
- (13) この約款に違反する事由があるとき。
- (14) その他前各号に準じる事由があるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たっ

て、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、利用者が連絡をしないで到着予定日時を1時間経過した時刻になっても到着しない時は、その宿泊契約は利用者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
 - (6) 宿泊客が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるもの(厚生労働省が公開する同条に関する事例を含む)を繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 当施設に適用される旅館業法施行条例その他の法令等の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (10) この約款に違反する事由があるとき。
 - (11) その他前各号に準じる事由があるとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロント(管理棟窓口等)において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当施設が必要と認める事項(例えば、日本国内に住所を有する外国人にあつては、任意に、在留カード記載情報、その他日本国内に住所を有する事が判る身分証明書の提示を求める場合があります。)
2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までまたは申し込まれたプランに基づく利用時間とします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当社が定める追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めてこの約款に添付した利用規則に従っていただきます。

2. 当施設内においては、喫煙スペース以外は全館禁煙（電子タバコ含む）とさせていただきます。万が一館内での喫煙が認められた場合は、清掃費として一律金5万円を申し受けます。また、喫煙により当館に損害が生じた場合（改装費用の発生、大規模な清掃にかかる費用の発生、客室の販売が出来ない期間が生じるなど一切の事由によるものを指す）は、当該損害を賠償いただきます。
3. 宿泊客の故意若しくは過失による行為又は宿泊約款違反その他これに類する行為により当館内において死亡事件等が発生した場合、社会通念上必要と認められる範囲での清掃その他客室を原状に復するための一切の措置に要した費用を賠償いただきます。

(料金の支払い)

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第12条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び

価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、同現金又は貴重品に滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、同滅失、毀損等について、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き（過失が軽過失にとどまるとき）その損害について15万円を上限として賠償し、当施設に過失がない場合は賠償をしません。

2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、同滅失、毀損等について当施設の故意又は重大な過失がある場合は当施設はその損害を賠償し、当施設の過失が軽過失にとどまるときは当施設は同損害について15万円を上限として賠償し、当施設に過失がない場合は賠償をしません。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れている場合において、その所有者から連絡等がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後、原則として、最寄りの警察署に届けるよう努めますが、当施設が軽微な物であると認めた場合は、宿泊客がその所有権又は管理権を放棄したものと見做し、当該宿泊客の責任と負担において、当施設が任意の方法により処分することがありますので予めご了承ください。また、食品類や生花などの腐敗する恐れがあるものは、原則として即日で廃棄いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

（宿泊客の責任）

第16条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、次の各号に掲げる費用を賠償いただきます。

- (1) 清掃その他客室を原状に復するための一切の措置に要した費用
 - (2) 宿泊者の心理的嫌悪感を払拭するために社会通念上必要と認められる一切の措置にかかる費用
 - (3) 客室を販売停止せざるを得なかった期間における販売機会の喪失（当該期間の平均客室単価に相当する額）による損害
 - (4) 他の宿泊施設への代替手配、総客、返金対応等により当施設に生じた損害
 - (5) 設備、備品の損傷その他一切の損害
 - (6) その他上記各号に準じる一切の損害
2. 損害賠償責任を負うべき宿泊客が死亡した場合、当該損害賠償責任は同宿泊客の相続人に承継されることを前提とし、当施設は同相続人に対し同損害賠償の請求を行うことが出来るものとします。
 3. 当施設において、宿泊客（以下「加害宿泊者」といいます）の故意又は過失により他の宿泊客（以下「被害宿泊者」といいます）への損害が生じ当施設が被害宿泊者への損害賠償を行った場合、当施設は、加害宿泊者に対し同損害にかかる求償をすることが出来るものとします。

（免責事項）

第17条 当施設が提供するWi-Fi等インターネット接続サービスについては、お客様の

判断と責任においてご利用ください。当施設では、通信環境・通信速度を保証するものではありません。また、その他の接続品質、お客様の所有する機器の故障・不具合、セキュリティ等について、当施設に故意又は過失がある場合を除き、当施設は一切の責任を負いません。

2. 自然災害および電気・水道・ガス等の供給元からの予期せぬ途絶その他当施設における施設管理に起因しない原因で生じた停電、断水および施設の不具合・使用不能並びに非常用放送設備の発報に起因したお客様のトラブルにつきましては 当施設は賠償の責任を負いません。

(準拠法・合意管轄)

第 18 条 この約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2. この約款に関する一切の紛争については、当社本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

(利用区分)

※当施設は、宿泊客が申し込んだ到着予定日時および出発予定日時に基づき、以下の利用区分を適用します。

利用区分	利用時間	料金の適用
通常利用	18時から翌10時まで	当施設が一の利用毎に定める料金を適用します。
時間利用	10時から18時まで	当施設が単位時間毎に定める料金を適用します。

(料金の内訳)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(温泉地のみ) ハ 宿泊税(宿泊税が課されている地域のみ)

備考 基本宿泊料は当施設ホームページ等に掲示する料金表によります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

不泊	当日	前日
100%	100%	20%
【備考】		
1 %は、宿泊料に対する違約金の比率です。		
2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。		

利用規則

当施設の公共性と安全性のため、ご利用のお客様には宿泊約款第10条に基づき、以下の利用規則をお守りいただきます。

- 12歳以下のお客様のご利用はご遠慮いただきます。18歳未満のお客様のご利用には保護者の同伴が必要です。
- 指定場所以外で喫煙しないこと。カプセル内での喫煙、および当施設内での無断撮影は固くお断りします。
- 廊下および施設内に次のものを持ち込まないこと。但し、法令上認められている盲導犬等についてはこの限りではありません。
 - (ア) 動物、鳥類 (イ) 悪臭を発するもの
 - (ウ) 発火あるいは引火しやすい危険物
 - (エ) 鉄砲、刀剣類 (オ) 飲食物
- 賭博および風紀を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- 当施設を宿泊・仮眠等の利用目的以外に使用しないこと。
- 外来者を当施設内に招き入れ、当施設内の設備、物品等を使用させないこと。
- 当施設内の設備、物品等を他の場所へ移動したり、加工して現状を変更しないこと。
- 廊下やロビー等に所持品を放置しないこと。
- シャワールームでの染毛・漂白剤等の使用をしないこと。
- 施設内でお香などを焚く行為をしないこと。
- 当施設の従業員に対する攻撃、つきまとい、過剰な要求及び金品等の提供をしないこと。
- ご滞在中の現金、貴重品の管理は、原則としてお客様にて自己管理ください。
- 貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねます。
- お預かり物やお忘れ物の保管は、ご出発後7日間とします。
- 刺青、タトゥー(ペイント・シール等含む)、泥酔状態の方は入館をお断りする場合があります。入館後判明した場合は退館いただく場合があります、それに伴う返金・補償はいたしません。
- 各種鍵(カードキー、ロッカー鍵等)を紛失した場合、1万5千円の実費負担を頂きます。
- 宿泊客の故意又は過失により当施設に損害を生じさせた場合の賠償については、宿泊約款の定めるところによります。
- 暴力団および暴力団員ならびに公共の秩序に反するおそれのある場合について。
 - (ア)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団および指定暴力団員等の当施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。)
 - (イ)反社会团体および反社会团体員(暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員)の当施設の利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。)
 - (ウ)暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められる

場合、直ちに当施設の利用はご遠慮いただきます。また、かつて、同様な行為をされた方についてもご遠慮いただきます。

(エ)当施設を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りします。

(オ)当施設内で大声、放歌および喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りします。

その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りします。

19. 本規則は、当施設の運営方針の変更、又は、関係する法令（条例ないし命令）の制定ないし改定により、事前予告なく変更させていただきます。